

身体拘束等行動制限対応規程

社会福祉法人 進和学園

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人進和学園定款第1条に基づき法人が実施する事業（以下「法人事業」という）の利用者本人に対するやむを得ない理由により身体拘束等行動制限を行う場合の手続き等を定める事を目的とする。

(身体拘束等行動制限の定義)

第2条 この規程において「身体拘束等行動制限」とは、法人職員がその支援する利用者本人に対し、やむを得ない理由をもって次に掲げる行為を行う事をいう。

- (1) 保護衣の着用
- (2) 車椅子での固定
- (3) ベッド上での固定
- (4) トイレでの固定
- (5) ミトン型手袋の着用
- (6) 居室などの施錠
- (7) ホールド（身体を抑える）
- (8) 頓服薬の服用（複数職員の判断による）
- (9) 水道・電気の使用停止
- (10) タイムアウト
- (11) その他（エリア施錠等）

(やむを得ない理由の判断)

第3条 第1条に定めるやむを得ない理由とは、以下の各号のすべてに該当する場合をいう。

- (1) 切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- (2) 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に方法がないこと。
- (3) 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

2 前項の判断は、施設長及び担当支援員等の複数の者により行わなければならない。

(身体拘束等行動制限を実施する場合の手続き)

第4条 身体拘束等行動制限を実施する場合の手続きは、以下の通りとする。

- (1) やむを得ず身体拘束等行動制限を実施する必要性が生じた場合には、各ケース検討会議等にて検討する。
- (2) 各ケース検討会議後、管理者（虐待防止対応責任者）、サービス管理責任者、虐待防止マネージャー、人権・虐待防止委員、看護師等による身体拘束等行動制

限判定会議にて了承を得られた後に担当職員が中心となり身体拘束等行動制限実施計画書（様式1）・身体拘束等行動制限実施承諾書（様式2）を作成し、サービス管理責任者は個別支援計画書を作成する。また、実施期間については最長6ヶ月とする。ただし、怪我等で緊急的に身体拘束等行動制限を実施する際には、医師と相談したおおよその見込みの日付を記載し、計画期間より長期に及ぶ際には更新手続きを行う。また、計画期間内に身体拘束等行動制限を行う必要性がなくなった時点で終了する。

- (3) 医師より身体保護等を目的とした身体拘束等行動制限実施に関する意見書（様式3）をいただき、本人・後見人等に対して、身体拘束等実施手続き（別紙1）を使用し、身体拘束等行動制限実施計画書（様式1）、身体拘束等行動制限実施承諾書（様式2）、身体拘束等行動制限実施に関する意見書（様式3）を説明し、同意を得るものとする。
- (4) 身体拘束等行動制限に関する同意、了承を得ていない利用者本人に対して緊急避難的に身体や行動を制限・抑制する際は、緊急時身体拘束等行動制限マニュアル（別紙2）に沿って対応し、その後の各ケース検討会議にて身体拘束等行動制限実施計画書（様式1）、身体拘束等行動制限実施承諾書（様式2）の作成を検討する。
- (5) 身体拘束等行動制限を実施した際には、実施者が「行動制限の記載方法」（別紙2）に基づき記録を作成する。
- (6) (5) で記載された記録に基づき、身体拘束等行動制限を実施した結果を検証する。
- (7) 身体拘束等行動制限実施期間終了後に評価を行い、利用者本人・後見人等に対して身体拘束等行動制限実施報告書（様式4）、身体拘束等行動制限実施の記録または支援記録等にて身体拘束等行動制限実施状況を説明、報告を行う。
- (8) 身体拘束等行動制限の継続が必要と判断された際に限り上記に沿った更新手続きを行う。

（法人人権・虐待防止委員会、各施設・事業所の人権・虐待防止委員会の設置）

第5条 法人は、施設内における身体拘束等行動制限の防止を図るため、法人人権・虐待防止委員会（以下委員会）を設置しなければならない。また各施設・事業所においても、人権・虐待防止委員会を設置しなければならない。

- 2 法人人権・虐待防止委員会、および各施設・事業所の人権・虐待委員会は、定期的又は必要と認められた場合に開催する。
- 3 法人人権・虐待防止委員会の責任者は、法人が定めた者とする。委員は必要のある員数とする。各施設・事業所の人権・虐待防止委員は施設管理者が定めた者とする。委員数は必要な員数とする。
- 4 必要のある場合は、第三者委員を委員に加えることができる。
- 5 法人人権・虐待防止委員及び各施設・事業所の人権・虐待防止委員は、日頃より身体拘束等行動制限防止の啓発に努めなければならない。

(記録の保管)

第6条 施設内における身体拘束等行動制限に関する記録は、やむを得ず身体拘束等行動制限を実施した日から5年間保存する。

(改正)

第7条 この規程を改定する場合は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成28年11月23日より実施する。

この規程は、令和4年4月1日より一部改正する。